白山市内で建築計画されている方へのチェックリスト

建築物の名称：

（※：該当するものに「レ」チェックや数値を記入して下さい。）

項目	対象外※	内容※
中高層建築物の標識設置届	□	□近商［容積率300%］・商業・工業・工専内で１５ｍ超 □上記以外の区域で１０ｍ超
建設リサイクル法の届出	□	□解体工事で80㎡以上　□新築又は増築で500㎡以上 □修繕・模様替で請負金額１億円以上
省エネルギーの届出	□	□第一種特定建築物（床面積2,000㎡以上等） □第二種特定建築物（床面積300㎡以上2,000㎡未満等）
（いしかわ景観総合条例の届出） 白山市景観条例の届出	□	□重点地区　□景観影響評価（高さ60m超） □景観計画区域（□建築面積1,000㎡超 □高さ13m超） □景観形成重要地域（□建築面積 500 ㎡超 □高さ 13m超） □特別地域(□建築面積200㎡超 □高さ10m超)
土地開発指導要綱	□	□土地開発　あり □土地開発　なし
バリアフリー条例の届出	□	□特定公益的施設 □公益的施設
下水道処理区域	□	□処理区域
特別用途地区適用区域	□	□第（１・２・３・４）種特別工業地区 □第１種商業専用地区
公共用財産等の使用許可	□	□必要（□許可済　□未済）
土砂災害警戒区域	□	□特別警戒区域 □警戒区域
急傾斜地崩壊危険区域	□	□急傾斜地
災害危険区域	□	□知事又は市長が指定する区域
がけ（30度超で高さ３ｍ超）の状況	□	□がけ　あり がけの高さ 約____ｍ 建物位置 がけ上_____ｍ がけ下____ｍ
定期調査報告	□	□対象
定住促進奨励金制度	□	□対象

建築物に関するきまりには、とても多くのものがあります。その中でも建築基準法は、直接、生命、健康や財産といったものの保護を図っていますが、それ以外にも、良好な景観形成に努めたり、省エネルギーに努めたり、建設資材のリサイクル化に努め資源を有効に利用したり、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるように配慮しなければならない場合があります。そこでこのチェックリストに基づいて、今一度、あなたの建築計画がこれらに対応しているか、また、関係する諸手続を行っているかをご確認ください。

問い合わせ
９２４－８６８８
石川県白山市倉光二丁目１番地　TEL　０７６－２７４－９５６１（直通）
白山市建設部建築住宅課　FAX　０７６－２７４－４１８８（部内）